令和６年度第７回府中市土地利用景観調整審査会　会議録

１　開催年月日　令和７年２月１７日（月）　　午後１６時３０分　　開会
　　午後１８時３０分　　閉会

２　出席者及び欠席者

⑴　委　員　　秋　山　一　弘
　　桑　田　　仁
　　中　島　　伸
　　中　島　直　人
　　三　輪　律　江
　　横　溝　　惇
　　依　田　　彩
　　（五十音順）

⑵　欠 席 委 員　　なし

⑶　事　務　局　　府中市長　　高　野　律　雄
　　都市整備部　計画課長　　小　林　　茂
　　計画課長補佐　　小　川　敬　義
　　計画課地域まちづくり担当主査　　西　村　拓　矢
　　計画課地域まちづくり担当　　柳　瀬　　郁
　　計画課地域まちづくり担当　　永　井　涼　也

３　傍聴者　　７名

４　議事日程

⑴　日程第１
　　会長の選任

⑵　日程第２

副会長の選任

⑶　日程第３
令和５年度　第９号議案　土地利用構想及び景観構想
（日鋼町地内　府中日鋼団地管理組合）

⑷　日程第４
令和６年度　第４号議案　土地利用構想及び景観構想
（東芝町地内　エクシオグループ株式会社）

⑸　日程第５
令和６年度　第５号議案　土地利用構想及び景観構想
（寿町一丁目地内　東京都）

⑹　日程第６
令和６年度　第６号議案　景観構想の変更
（日鋼町地内　Beta Investment Japan 特定目的会社）

⑺　その他（府中市開発事業に関する指導要綱の改正　他）

５　議　　事

【事 務 局】　それでは、定刻でございますので、ただいまから令和６年度第７回府中市土地利用景観調整審査会を開会していただきたいと存じます。

開会に先立ちまして、まず、本審査会委員に関する委嘱状の伝達でございますが、あらかじめ、委嘱状を皆様のお手元に置かせていただいております。また、Ｗｅｂでの委員の皆様には、後日、委嘱状を送らせていただきます。

これをもちまして、委嘱状の伝達に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、高野市長からご挨拶申し上げます。

【市　　長】　皆様、こんにちは。

【委　　員】　こんにちは。

【市　　長】　府中市長の高野律雄でございます。

このたび、委員の皆様方におかれましては、府中市土地利用景観調整審査会委員をお願いいたしましたところ、心よくお引き受けをいただきまして、また本日は大変ご多用の中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本市では、平成１６年より、府中市地域まちづくり条例に基づく土地利用調整審査会を、また平成２０年から、府中市景観条例に基づく府中市景観審議会を設置し、運営をしてまいりました。

その後、平成２７年１月１日には、地域まちづくり及び景観まちづくりの連携を深め、まちづくり行政のさらなる運営の向上を図るため、府中市土地利用調整審査会と、府中市景観審議会が統合された府中市土地利用景観調整審査会、これを設置いたしまして、適正な土地利用と良好な開発事業の誘導を行ってきたところであります。

委員の皆様方におかれましては、これからの２年間、土地利用と景観の両側面から、本審査会で貴重なご意見を賜りたいと存じております。

また、本市の目指す都市像「きずなを紡ぎ、未来を拓く、心ゆたかに暮らせるまち府中」の実現に向けて、今後とも変わらぬお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

結びなりますが、本日ご出席をいただいております皆様の益々のご健勝を心からお祈り申し上げまして、委嘱式に当たっての市長の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事 務 局】　ありがとうございました。

委員の皆様には大変恐縮でございますが、市長は公務のため、ここで退席をさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

【市　　長】　よろしくお願いいたします。

（高野市長退室）

【事 務 局】　続きまして、委嘱後初めての審査会でございますので、委員の皆様に自己紹介をお願いしたいと存じます。

本日は、Ｗｅｂと併せての開催としておりますので、まず、こちらの席にいる委員から時計回りで自己紹介をしていただきます。その後、市の方でＷｅｂの委員の皆様のお名前をお呼びいたしますので、自己紹介をお願いいたします。

まず初めに、●●委員のほうからよろしくお願いします。

【委　　員】　はい。皆様、初めましての方もいらっしゃると思います。芝浦工業大学の●●と申します。

私は、委員を前回、●●会長の下でトータル何年かちょっと忘れたんですけれども、関わらせていただいております。引き続き、何かお役に立てればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【委　　員】　お願いします。

【事 務 局】　続きまして、●●委員、よろしくお願いします。

【委　　員】　東京都市大学の都市生活学部におります●●と申します。今期より、こちらの委員のほう拝命させていただくということで、いろいろ勉強させてもらいながら、議論のほうに参加できたらと思います。どうぞよろしくお願いします。

【委　　員】　よろしくお願いします。

【事 務 局】　次に、●●委員、よろしくお願いします。

【委　　員】　●●と申します。私は大学とかではなく、設計事務所、多摩ニュータウンのほうでやっております。前回から参加させていただいているので、２期目なので、今期もよろしくお願いいたします。

【委　　員】　よろしくお願いします。

【事 務 局】　次に、●●委員、よろしくお願いします。

【委　　員】　クリマの●●と申します。環境色彩を主に専門にしております。私もまだそんなにさほど、日が浅いんですが、どうぞよろしくお願いいたします。

【委　　員】　よろしくお願いします。

【事 務 局】　続きまして、Ｗｅｂの方の●●委員、お願いできますでしょうか。

【委　　員】　はい、弁護士の●●と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は今期から、今回から委員に就任させていただきました。いろいろと分からないところもありますが、いろいろ皆さんのご意見もお伺いして、一緒に考えさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【委　　員】　お願いします。

【事 務 局】　続きまして、●●委員、お願いいたします。

【委　　員】　はい。横浜市立大学の●●と申します。●●先生と同じく、もうちょっと何期目か忘れちゃったんですけども、引き続き今期もやらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【委　　員】　お願いいたします。

【事 務 局】　●●委員、お願いいたします。

【委　　員】　東京大学、●●でございます。今期から、この委員会の委員を務めさせていただきます。ちょっとまだ、何分どうやって進めていいのか、よく分かっていないところもあるんですけれども、少しでも役に立てればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事 務 局】　皆様、ありがとうございました。

続きまして、事務局から自己紹介をさせていただきます。

【事 務 局】　では、初めに、府中市都市整備部計画課長の●●です。よろしくお願いします。

先ほど、市長からも話がありましたけれども、土地利用景観調整審査会、もともとは土地利用調整審査会と景観審議会という２つのものを１つにして、まちづくりを総合的に皆さんからご意見を頂こうということで、１つにさせていただいた会になります。

この会議は、公募の市民というのは入れていなくて、学識の方だとか、そういった専門の方を入れさせていただいた中での会議ということにさせていただいております。

我々のほうでも、いろいろな観点から皆様のご意見を伺いたいと思い、このようなメンバーでお願いをしているところでございます。

皆様も今回、いろんな審議していただくことになりますけども、いろんなこと気付いた点を、ご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

そうしたご意見、そして最終的に答申という形で頂いた中で、しっかりと事業者のほうと協議をしてまいりたいと思っておりますので、皆様、気付いたことは、いろいろご意見いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事 務 局】　続きまして、計画課長補佐の●●と申します。よろしくお願いいたします。

【事 務 局】　続きまして、まちづくり担当の●●と申します。よろしくお願いいたします。

【事 務 局】　私のほうから、地域まちづくり担当主査の●●と申します。よろしくお願いします。

また、本来であれば、都市整備部長が出席させていただくところでございますが、本日、公務のため出席できませんのでご了承ください。

今後は、このメンバーで審査会の運営をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事日程のとおり、会議の運営に係る事項について、会長の選任及び副会長の選任を決めていただきたいと存じますが、会長が選任されるまでは、事務局で進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、本日の出席状況でございますが、欠席はございません。過半数を超えておりますので、府中市地域まちづくり条例施行規則第３８条第２項に基づき、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、本日審査会を開催する日にあたり、傍聴者が７名おりますが、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

（異議がない旨を確認）

【事 務 局】　それでは、傍聴者を入れるまでしばらくお待ちください。

（傍聴者入室）

【事 務 局】　それでは、日程第１、会長の選任についてでございます。

会長につきましては、府中市地域まちづくり条例施行規則第３６条第１項の規定により、委員の互選により定めることとなっております。

委員の皆様いかがでしょうか。●●委員。

【委　　員】　●●委員を会長として推薦いたしたいと思います。●●委員は、平成２７年から副会長をご経験されていて、これまで本審査会での第一人者としての実績から、見識ある●●委員が適任かと思います。よろしくお願いします。

【事 務 局】　はい、ありがとうございます。他にご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

ないようでしたら、●●委員から●●委員を会長にというご意見がございましたが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

【事 務 局】　はい、ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、●●委員に府中市土地利用景観調整審査会会長をお願いしたいと存じてあげ

ます。

それでは、●●委員、会長席のほうへ移動をお願いいたします。

（会長席へ着席）

【事 務 局】　それでは、会長が決まりましたので、これからの進行は会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【委　　員】　はい、それでは改めまして、今回、会長となりました●●です。引き続き、いい町に、府中をしていきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、早速、進めるということでよろしいでしょうかね。

【事 務 局】　はい。よろしくお願いします。

【委　　員】　はい。それでは、日程第２、副会長の選任についてを議題といたします。

本件につきまして、府中市地域まちづくり条例施行規則第３６条第１項の規定により、副会長は委員の互選により定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。●●委員、お願いします。

【委　　員】　本審査会において、平成２９年から委員をご経験されております、そしてまた、他の分野でもご活躍されている●●委員が適任ではないかと思います。

【委　　員】　はい、ありがとうございます。ただいま、●●委員から●●委員の推薦がありましたが、他にご意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、他にご意見ありませんので、●●委員を副会長ということで、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

【委　　員】　はい、ありがとうございます。

それでは、●●委員に副会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【委　　員】　よろしくお願いします。

【委　　員】　それでは、日程第３、令和５年度第９号議案土地利用構想及び景観構想（日鋼町地内）について、事務局から説明をお願いします。

【事 務 局】　それでは、こちら、日程第３、令和５年度第９号議案土地利用構想及び景観構想につきまして、ご説明をさせていただきます。

本件につきましては、令和６年１月１５日付で、日鋼町地内におきまし

て、土地利用構想及び景観構想の届出があり、本審査会において、令和６年２月２０日、４月１９日でご審議いただき、また、７月１７日、１２月２６日でご報告させていただいている案件でございます。

それでは、資料等に基づきご説明いたします。

資料の１、２ページ、今、こちら画面に映っているものですが、ご覧ください。

こちらは、前回までの審査会で頂いた質疑等をまとめ、整理した事前協議シートとなっております。

番号１、こちらは、現敷地内の地域住民も利用可能な通路や空地などが一団地認定の中で規定されているものか、確認のため、「現建物の一団地認定時の認定基準を提示してほしい。もし、確認できないとしても、確認できる時点での認定基準から推測すると、どのような考えとなるのか示してほしい」との意見がございました。

当団地の一団地認定時期が古く、当時の資料は確認できませんでしたが、現在の基準に照らし合わせたところ、日鋼団地においては、空地に関する規定はないものとなっております。

番号２、「Ａ棟、Ｂ棟間の貫通通路の設置の要望に対する回答について、自転車の危険な走行や歩きたばこ、ポイ捨てなどが懸念されるとあるが、それらは必ずしもこの計画に由来するものではない。十分な検討をしたとしても、これらを完全に無くすことはできないのではないか、因果関係をきちんと整理して回答すべき」との意見がございました。

資料の３ページをご覧ください。

こちらは、コンセプトの図になります。

事業者として、「周辺住民による自転車の危険な走行や歩きたばこ、ポイ捨てなどのマナー違反をなくすには、地域に開かれた通路を設置しないことが一番の対策と考えますが、これまで周辺住民が生活の中で敷地内を往来し、当団地でも容認していた経緯も鑑み、保留地との境部分に貫通通路を、Ａ棟の南側に歩道状空地を設け、東西間の歩行者等もネットワークに配慮した計画といたしました」との回答となっております。

戻りまして、事前協議シートの２－２につきましては、令和６年１２月２６日の本審査会において、本案件を報告させていただいた際に頂いた意見となります。

「Ａ棟の南側に歩道を作ることが可能であれば、Ｂ棟の南側に貫通通路を作ることは可能なのではないか」との意見がございました。

「南側に歩道状空地を設置することは、市有通路に併せ設置することにより、公共性・視認性が確保されると考えております。よって、Ｂ棟南側に通路を設けた場合に比べ、不法投棄や犯罪の抑制につながるとともに、現状道路状空地と併せ、広い空間が確保されることにより、事故の低減も図れると考えております」との回答になります。

番号３、「これほどの大規模な敷地であれば、樹木については残すものは残すではなく、主要な樹木は移植案も含め残すことを検討すべき」との意見がございました。

「現配置計画に基づき、埋蔵文化財調査・解体・本体工事も含めた計画を組み立てながら、樹木医診断の上、残すことが可能な樹木、移植可能な樹木、シンボルツリーの形成を検討していきます」との回答になります。

番号４、「東山道武蔵路の保存活用について、団地の売りにもなるよう、積極的にその活かし方を考えるべき」との意見がございました。

「府中市内の保存活用の事例やアイデアを参考にして、標識や看板の設置等、ふるさと文化財課等の協議の上、検討していきます」との回答になります。

番号５、「エントランス、中庭、共用部を居住者が使う動線として一体的な利用が大事になってくるが、現計画だと駐車場の中を通るなど、そうなってはいない。また、ごみ収集場や廃棄物保管場所などの動線とはゾーンを分けるなどを行い、交錯しないほうがよい。動線の考え方なども示してほしい」との意見がございました。

資料の１１ページをご覧ください。

こちらはセキュリティライン・動線計画図になります。

「中庭へは建物内からの動線が主になる予定です。エントランス・中庭は駐車場経由というよりは、建物内・中庭の動線が多いと想定されます。また、ごみ収集場の位置は居住者の利便性に配慮し、エントランスまでの動線内に計画しました。居住者同士の動線が交錯する位置に設置することで、居住者同士のコミュニティ創出につながると考えております」との回答になります。

番号６、「自主管理公園については、現在の敷地内のコミュニティ形成

を鑑み、子供たちが遊べるような配置や形状を検討し、具体的な整備内容、利用方針を示すこと」という意見がございました。

資料の４ページをご覧ください。

こちらは、土地利用計画図になります。

「現計画の空地の考え方を整理し、よりまとまった公園となるよう受水槽の変更などで北西部を広げました。また、今後の協議にもよりますが、子供たちが遊べる空間と地域コミュニティ形成や防災機能を備えた空間として、具体的な整備計画を協議してまいります」との回答になります。

番号７、「周辺の住民が活用できる共用部（スペース）について検討し、自主管理公園以外にも確保すること」という意見がございました。

資料３ページをご覧ください。

「本計画敷地内には、共用施設として、キッズルームやライブラリー・ラウンジ等の整備を検討しています。その共用施設は、防犯・セキュリティ・施設管理等の観点から、居住者の専用使用を前提としております。加えて、地域に開かれた共用施設として、地上３階、延床面積６００平方メートル規模程度の学童クラブや保育施設などに活用できる教育関連施設を、計画地北側の貫通通路に接した保留地内に確保することとします。こちらについては、教育関係施設以外の用途も活用できるよう、今後検討してまいります」との回答になります。

番号７－２については、令和６年１２月２６日の本審査会において、本案件を報告させていただいた際に頂いた意見です。

「共用とある箇所は、部屋が分かれているように見えるが、柔軟に対応できるよう、一体的な利用が可能な計画としたほうがいい」との意見がございました。

「本図面上は、一部屋ごとに共用部を分けておりますが、利用内容に合わせ、一体的な利用が可能な整備を検討してまいります」との回答になります。

番号８、「周辺への影響を少しでも減少させるため、計画建物の配棟、形状、色彩などを再考すること」という意見がございました。

資料５から１０ページをご覧ください。

こちら、画面に映っているのは、５ページの立面図になります。こちらは、立面図と事例となっております。

「周辺への影響（特に西側戸建て）に対して影響を少しでも減らすため、沿道緑化等により建物の見せ方を工夫し、外壁、バルコニー面の形態・色彩面の工夫により、周辺と調和した景観形成を検討していきます」という回答となっておりまして、こちらが変更例という形で示しております。「こちらの立面図のとおり、明度を上げるなどにより、少しでも圧迫感が少なくなるよう、今後も検討してまいります」との回答になります。

本件につきましては、事業者より、これ以上の詳細な設計については、３月に行われる団地一括建替え決議後でないと、具体的に進めることができないとのことで、現段階ではこれ以上協議を進めることが難しい状況となっております。

また、市としては、３月の建替え決議までには、事業者に対し市の意向を伝えておくという意味で、地域まちづくり条例に基づき、大規模開発事業に関する助言を行いたいと考えており、建替え決議後に、引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

【委　　員】　はい。今、事務局からの説明終わりました。委員の皆さん、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

ちょっと１つ、私から、これ確認なんですけれど、資料のＰ３、Ａ３横使いの中の、こちらの右側の共用施設予定という、こちらは、居住者のための共用施設という理解でよろしいんですよね。外部に開いていないと。

【事 務 局】　こちらは、そうですね。この共用施設予定と書いてあるキッズルーム、ライブラリー等、こちらにつきましては、基本的にというか、内部の方に向けた施設となります。

【委　　員】　とすると、この敷地内での、公園はあるけれども、施設としては、北側、この図面で左側の教育関連予定地というところのみということですか。施設としては。

【事 務 局】　そうですね。建物というか、そういったものについては、そのもののみ。

【委　　員】　はい、ちょっと今確認させてもらいました。ぜひ、ご意見頂ければと思います。いかがでしょうか。

今回、初めて参加される委員の皆様、ちょっと様子が分からないところあるかと思うんですけども、これまで数回にわたり議論をしてきたという

中で、もともとはこの真ん中、このところ、この図でいえば上下、方角で言えば東西を貫く貫通通路が、今は通れるという理解ですよね。それをこの計画でも通れるように、こちらとしてもいろいろ意見を出したというところではあるけれども、事業者側の回答としては、こちらに今上がっているという形になっております。

【委　　員】　１点よろしいですか。●●先生。

【委　　員】　はい、お願いします。●●先生。

【委　　員】　ちょっとすいません。経緯が分かっていない中での発言になるんですけども。

回答の２の２というか、貫通通路の話だと思うんですけども、Ｂ棟の南にも作れるんじゃないかという意見に対する回答があるかと思うんですが、何か回答になっていないというか、ちょっとすれ違っているように見えるんですけども。

これ、恐らく、協議のほうの２の２の意図というのは、Ｂ棟の南側にも貫通通路ができるんじゃないかという、多分、意見だと思うんですけど、それに対する回答が、Ａ棟の南のほうに作るほうが効果があるという、何かそういう話になっているような気がするんですけども。

これは協議なので、すれ違いはあるかと思うんですが、一応、確認になるんですけども、何かそういうすれ違いが起きているということでよろしいんですかね、これは。

【委　　員】　はい、事務局、お願いします。

【委　　員】　Ｂ棟の南側に可能かどうかという議論にはなっていないと思うんですけれども、回答のほうが。

【事 務 局】　そうですね。こちらにつきましては、実際のところ、Ｂ棟のっていうか、真ん中に、一番南側に園路の緑というところに歩道状空地を作れるんだったら、真ん中にも作れるんじゃないのという話が、まず意見としてありまして、確かにここに書いてある文章としては、おっしゃる通り、Ａ棟の南側に作るほうが効果的ですという言い方しか、回答としては確かにしていないという状況です。

一応、ここについても市のほうから、この意見についても事業者のほうに話をした上で、Ｂ棟の南側に、事業者としてはやはり自分たちの敷地内に作ることはできないっていうことで、事業者のほうとしてはそういう話

をしておりまして、それをした上で、事業者としては代替案としてこちらを設けるという形になります。

確かに回答としては、この質問に対しての回答に、直接は答えていないような形になっておりますが、実際のところは作れないという回答になります。

【委　　員】　ありがとうございます。その経緯も含めて、よく分かりました。

けども、一方、分譲マンションでも、完全開放じゃなくて時限的に、時間を決めて開放して、敷地内ツールを開放している例っていうのも結構あったりしますので、もう少し、今後の協議の方向によっては、開くか開かないかだけじゃないような選択肢もあるんじゃないかなという感じは受けました。感想です。

【委　　員】　はい、どうもありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

【委　　員】　すみません、●●です。

【委　　員】　お願いします。

【委　　員】　先ほどの、キッズコーナーというか共用のところの●●先生のお話の続きというか、今のことも絡むんですけども、共用の部分は、ここのエントランスの横のこの赤い部分は、Ａ棟、Ｂ棟も両方の方だけが出入りするっていうことで、この上のエントランスから、右側がＡ棟でしたっけ、どちらからも入って使うっていう流れを考えているっていう理解でよろしいですかっていうのが１点と、それから、隣の保留地にある教育関連施設っていうものの協議というものは、府中市内もしくは都のほうとの関係もあるのかもしれないですけど、そのあたり、どういうスケジュール感で動くのかっていうのもちょっとお伺いしたいです。

【委　　員】　お願いします。事務局。

【事 務 局】　まず最初に、共用部のところの回答をさせていただきたいと思います。

今の共用部、●●委員がおっしゃった共用部については、敷地内の人のみが、そこを使うという形になっておりまして、こちらは一応、人の動線も記載しておりまして、このオレンジ色のところが人の動線という形になりまして、この共用部、図面の右側がＡ棟で、左側がＢ棟になっているんですが、Ｂ棟の人はこのＢ棟のほうの共用部を使って、Ａ棟の方はこのＡ

棟の共用部を使っていくというような形になっております。

２点目が、こちらの北側の教育施設と書いてあるところ、教育関連施設。こちらにつきましては、現状、市のほうでも内部で保育支援課や、児童青少年課などと協議をしております。

また、こちらの実際に建っていくタイミングというのが、まだ先という形になって、これから建替え決議を行ってということで、まだかなり先という形になってきますので、まだこちらに、今予定しているのは保育施設や、学童クラブを運営するような業者の方に、まだ声がけが、そういった話ができているところではないというところで、ただ予定としましては、２０３０年あたりをめどに、こちらの建物が建っていくというような計画になっておりますので、それに合わせてこの教育関連施設についても進行していきたいというところで、事業者とは協議しているところになります。

以上です。

【委　　員】　分かりました。もう１回、確認なんですけど、右側のＡ棟から共用室に行くのには、中は通れないので一旦エントランス広場のほう抜けて、隣の建物に入るっていう流れですよね。

【事 務 局】　そうですね。Ａ棟の方が例えばＢ棟の共用とかに行くっていうことであればそうですね。

【委　　員】　なるほど。細かい話なんですけど、これって建物にセキュリティはかかるっていうことなんですよね。

建物の中で。そういう設えの予定なんですよね。

【事 務 局】　そうですね。建物にオートロックがかかっている形に。

【委　　員】　なるほど。ということは、隣のオートロックをわざわざ開けて入るっていうようなやり方ですかね。

【事 務 局】　そうですね。

【委　　員】　何か共用部分の在り方が、ちょっと曖昧というか、何となくちょっと先ほどの通過交通もなんですけど、変な話なんですけど、すごく入れちゃうような状況の中で、ちょっと中途半端になりそうな印象があるんで、例えば駐車場を抜けて向こう側の縦で下に抜けちゃうとか、あるいは共用のところも、左側のＢ棟のほうは結構使えるけども、Ａ棟の人はちょっと使いづらいいんじゃないかとか、何となくこの日鋼団地全体に対して、全住戸に対しての共用の在り方みたいなところでいうと、少し共用部の在り方み

たいなのが、広場の使い方ともちょっとあんまり連動していない印象が、少し取って付けたような印象っていうのを否めないなというふうに思っていますが、その辺はやはりもうガチガチで無理っていうふうな感じにはなっている、何度かお話ししてますけど、回答もそんな感じなのかなというところです。

あと、教育施設のほうはご指摘のとおり、まだ協議ができないっていうことはあるんですけど、それがあるから、ここに共用部分があるっていうのは、ちょっと回答がずれているんじゃないかなというふうにも思いましたので、もう一度、共用のところの確認をさせていただいたという次第です。

以上です。

【委　　員】　はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。●●委員、お願いします。

【委　　員】　確認ですが、質問８のところで、ファサードのデザインに関しては、今後詰められていくっていうことで、ファサードのデザインは今後まだ変化していくという理解でよろしいでしょうか。

【委　　員】　事務局、お願いします。

【事 務 局】　そうですね。こちらにつきましては、ちょっと今、資料のほうにも付けさせていただいて、実際に今後こういった、これはちょっと事例という形にはなってくるんですが、もう一度検討は今後していって、変えていくような形にはなっているという話です。

団地建替えという性格上、現在、いわゆる地権者がどれくらい残るのかとか、その方々の意向とかっていうのを確認しながら、このあたりは決めていきたいというところで、まだそこまでの設計に至っていないというような状況になります。

【委　　員】　よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。何かあればと思いますが。

今日、先ほど事務局から説明がありましたように、３月に建替え決議が。それまでに、事務局側としては答申を出したいということを今考えております。

本件、かなり議論もしてきて、なかなか完全にかみ合っているというふうには言えないところもあるかもしれませんが、そういうスケジュールの

こともありまして、ちょっと今回の審議で答申を出すことを考えておりますが、いかがでしょうか。

一度、答申を見ていただきたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、本案件における答申案について議論していきたいというふうに思います。

事務局は、答申案の説明をお願いいたします。

【事 務 局】　それではこちら、答申について説明させていただきます。

令和６年２月１３日付６府都計第２６９号で諮問のあったことについて審議した結果、当審査会の意見は次のとおりです。

府中市都市計画に関する基本的な方針及び府中市景観計画を踏まえて、次の事項を助言されたい。

１、本開発事業に伴う人口増などにより、周辺地域に対する都市機能への影響（教育施設への負担、都市基盤施設への負荷等）が大きいことから、影響の低減を図るため対策を講じ、将来にわたって快適に住み続けられるよう、長期的かつ総合的な視野からまちづくりを推進すること。

２、当該地は、周辺に低層住宅地が広がっていることから、低層住宅と調和した良好な住環境（圧迫感の軽減やプライバシーへの配慮等）を形成するとともに、隣接する都市型産業施設とも調和し共存が図られるよう努めること。

３、広域的な観点から道路・交通ネットワークの整備に寄与し、安全安心な歩行空間を確保すること。特に現状、敷地内を通じて東西に通り抜けられることを踏まえ、同等の機能を持った通路を配置するとともに、周囲のオープンスペースとも連携した形態とすること。

４、当該地内の緑化に当たっては、豊かな緑の創出や周辺の緑とつながるよう努め、既存樹木を保全し、ゆとりと潤いのある空間を形成するとともに、将来にわたり緑地や広場等の適切な維持管理等を行うこと。

５、自主管理公園においては、当該地の特性を考慮した上で、日鋼団地の従前の公園や広場の利用を鑑み、地域住民との交流や子供たちが遊ぶことが可能な利活用となるよう、十分に整備計画を検討すること。

６、地域に開かれた施設の整備などにより、積極的に地域コミュニティの活性化に寄与すること。

７、建築物の外観については、府中市景観ガイドラインに即するとともに、インテリジェントパークと戸建て住宅をつなぐ開発にふさわしい建物素材や色彩などを考慮した計画とすること。

８、当該地の屋外広告物や敷地内の誘導案内については、周辺からの見え方に配慮するとともに、府中市景観ガイドラインに即し、全体の統一感の形成を考慮した計画とすること。

９、当該地内に東山道武蔵路跡等が存すると想定されることから、これらの貴重な遺構遺物を保全し活用すること。

１０、災害時における自助・共助が可能となるよう、防災施設の充実や当該地内の住民が防災対策を率先して行う環境づくりに努めること。

１１、地区計画及び景観協定等を活用し、将来にわたって周辺と調和したゆとりある良好な市街地環境を形成、維持すること。

１２、環境への負荷の低減のため、省エネルギー設備等の措置を講ずるとともに、災害時に備え、太陽光等の再生可能エネルギーの導入に努めること。

なお、本土地利用構想及び景観構想は、周辺市街地に及ぼす影響が小さくないことから、地域の特性を生かした住みよいまちづくりを実現するよう、今後も継続的に検討し、上記の項目以外に新たに生ずる課題も含めて十分に調整を図る必要がある。

以上になります。

【委　　員】　はい。説明、ありがとうございました。

なかなか、これ１２項目まであるというのは、非常に指摘が多いっていう、一方でこれだけやはり観点が多岐にわたっていたと思います。

いかがでしょうか。

先ほどの幾つかご指摘いただいた点は含まれておりますが、ちょっと、実は●●委員がご懸念されたような点が、うまくこの時点では入っていないかもしれませんが、●●委員、いかがでしょう。

【委　　員】　そうですね。とはいえ、まあまあ盛り込みが。

【委　　員】　そうなんですよね。

【委　　員】　盛り込んで。今日、初めて見たんですけど、１２項目もあると。結構ご指摘しているので、あるかなと思うんですけど。周辺の教育云々のところが一番最初にちょろっと書いています。１番のところの教育施設への負担

と基盤施設への負担のところの部分に、多分、隣の別途保留地の話が連動すると思うんですけど、そういう意図ですよね。

【事 務 局】　はい、そういう形になります。

【委　　員】　先ほどちょっと確認したら、共用部分はＡ棟にもＢ棟にも共用の部屋は、あったみたいなんですけど。赤く塗ってなかっただけ。

【委　　員】　塗ってないですよね。

【委　　員】　何で塗っていないのかが、ちょっと分かんなかったんですけど。この図面で見ると塗っていないんだけど、右側のＡ棟のほうにもあるんですね。でも、これ共用って書いてあるところの赤いところだけ塗ってあるのが、このキッズルームとかライブラリーにするっていう意図なのか、共用の使い方が、多分４スパンずつ、それぞれ４か６スパンずつ、その部分の２つだけをキッズルームとかライブラリーにするっていう意図なのか、その共用の在り方みたいなのが、ちょっと分かりづらいですね、まだ。敷地内の人たちに向けて共用を提供しますというところまでは、先ほどのお話のあった説明で分かったんですけども、キッズルームが、赤いところは２スパン分なんですけど、ほかにも隣に２スパンぐらい共用って、たしかあって、Ａ棟にも共用が何スパンかあるので、この辺の共用の使われ方みたいなのが、結構、肝になるかなというので、その辺を書くとしたら、今の計画における共用部分の在り方についても、先ほど●●先生もお話しされていたんですけど、時間的な使い方だったりとか、いろいろソフト的に対応することも、道のことも含めて出てくると思うので、少しやっぱり、もうちょっと検討していただくのもありなのかなという文言を、どこかに入れるのはどうでしょうか。

入れるとしたら、どこですか。あれですかね、６ですかね。

【委　　員】　そうですね。６が地域に開かれた施設の整備ということで、地域に開かれた施設の整備などにより積極的に地域コミュニティの活性化に寄与することということなので。いい文言ありますかね。

【委　　員】　６のところが、ちょっとサラッと書いてあるので。これだと、もしかしたら、さっきの保留地のところの話だけになってしまうかもしれないなと思うので、でも、解釈によっては、今のが入るんですけど、もうちょっと書いてもいいかなという気はしますけど。妥当なのは、６のあたりを、もう少し書き込むという案でしょうか。

【委　　員】　では、例えばですけど、「地域に開かれた施設の整備、共用スペースの適切な配置などにより」という。

【委　　員】　いいと思います。

【委　　員】　積極的な地域コミュニティの活性化に寄与することと。

【委　　員】　積極的な地域コミュニティの活性化というのを、当該敷地問わずか、そういう言い方もありなのかなとは思いましたけど。

【委　　員】　事務局はどうですか。

【委　　員】　あまりそこまで言えないですか。

【事 務 局】　今回、今のプランだと、やっぱり共用施設、共用部自体は、内部のものと外部のものが分かれている中で、今、ここに書くと、全てが地域に開かれた整備というところで振られてしまうのかなとは思いつつ、そこも含めて検討してくださいという意味では、併せて入れ込んでもいいのかなというふうに考えています。

先ほど申し上げた３月決議までに一旦決めなきゃいけないというところの中で、やっぱり引き続き、市も事業者と協議をしていきますので、その中で変わるところがあれば、ここも含めて少し協議をしていきたいなというところで考えております。

なので、先ほどおっしゃっていただいた敷地、当該敷地内問わずというところも、地域コミュニティの前に少し投入しつつ、事業者に指導していくという形で。

【委　　員】　文言決められますか。今の部分。

【委　　員】　もしかして私に。

【委　　員】　いや、今ちょっと事務局と目が合って、事務局に。もちろん●●委員からもご提案いただければ非常にありがたいですが。

【委　　員】　先ほどの事務局の回答のとおり、こちらとしては、やっぱりもう少し頑張っていただいてもいいんじゃないかなという意図を伝えるのに、答申としてはあってもいいのかなというふうには思いましたが。あとはバランスだと思いますので。

【委　　員】　事務局はどうですか。文言決められますか。

【事 務 局】　そうですね、ちょっと今のお話で、周辺地域も含めたとか、そんな書きぶり。

【委　　員】　周辺地域を含め、積極的に地域コミュニティって。

【事 務 局】　そうです。一方で、地域コミュニティという言葉自体に、そこの内部だけじゃないような意図も、多分入っているとは思うんですけれども、その辺も含めて、分かりやすく、周辺地域も含めというところを入れ込むと、より意図を酌んでもらえるかなと思います。

【委　　員】　じゃあ、そうしましょう。なので、ちょっと読み上げてもらうことは可能ですか。

【事 務 局】　はい。それでは、ちょっと先ほどの話、こちらですね、６番のところについて。「地域に開かれた施設の整備、共用スペースの適切な配置などにより、周辺地域も含め、積極的に地域コミュニティの活性化に寄与すること」といった形でよろしいでしょうか。

【委　　員】　はい。今事務局から、口頭ですけど話していただきましたが、意図は何とか酌めたかとは思いますが、どうでしょうか。●●委員、よろしいですか。

【委　　員】　はい。大丈夫です。

【委　　員】　ありがとうございます。それではですね、あと●●委員のさっきのご発言は、一応、３の部分に取り込んでいると。現状をここで説明しつつ、同等な機能を配置するといったところを、今のところこのぐらい、この書き込みですけども、このように考えております。

　ということで、ちょっと駆け足ですが、この答申案でよろしいでしょうか。いかがでしょうか。特に、ご異議がなければと思いますが、よろしいですかね。

（異議がない旨を確認）

【委　　員】　ありがとうございます。

　それでは、ちょっと修正、口頭での修正がありましたけれども、答申としてまとめたいと思います。ありがとうございます。

　それでは、ちょっとお時間使いましたけども、続いて、日程第４ですかね。令和６年度第４号議案「土地利用構想及び景観構想」東芝町地内の議論について、説明、引き続きお願いします。

【事 務 局】　それでは、日程第４、令和６年度第４号議案土地利用構想及び景観構想につきまして、ご説明いたします。

　本件につきましては、令和６年１１月１３日付で、東芝町地内におきまして、土地利用構想及び景観構想の届出があり、令和６年１２月２６日の

本審査会において、ご審議いただいている案件でございます。

それでは、今回、送付させていただきました資料等に基づき、ご説明いたします。

それでは、資料をご覧ください。こちらは、前回審査会でいただきました質疑等を整理した事前協議シートとなっております。

番号１、１階の保管庫は、建築基準法上どのような扱いになるのか。既存建物と不可分の扱いになるのか確認してほしいとの意見がございました。

１階倉庫の用途は、上階に駐車する作業車に積む電線や通信資材、作業に使用する工具の保管で、それを管理する既存事務所とは不可分の関係になることから、建築基準法上は事務所の扱いとなりますとの回答になります。

番号２、立体駐車場となったことで、夜間や早朝に騒音の影響があるのではないか。影響の有無を、その根拠を含め教えてほしいとの意見がございました。

立体駐車場になったことによる騒音を完全に排除することはできませんが、車両の出入りは、基本８時から１８時までであり、早朝や深夜においては緊急で対応が必要なときのみの出入りになります。

現状の実績として、早朝７時前は１から２台、１日当たり、深夜２２時以降は１日当たり３から４台程度であり、早朝や深夜に出入りする可能性のある車両については１階に配置するなど影響を極力少なくした運用とします。

また、通学時間帯となる午前７時から８時の出入りは、できる限り控え、出入口には交通誘導員を配置して安全に配慮いたしますとの回答になります。

番号３、公園設置の代替として緑地等の公共施設を設置することについて、なぜ代替できるのか理由、根拠の部分をしっかりと整理しておいたほうがよいとの意見がございました。

本計画が増築に当たるため、既存施設に影響のある公園の設置が難しいものの、公園の代わりとして周辺住民が利用できる北側道路と周辺の道路に少しでも配慮できるよう周辺、敷地外周へ緑地を設けておりますとの回答になります。

また、本意見につきましては、市としても、当該地周辺における公園の

充足状況や富士見通りの歩道における空地の必要性などを鑑み、本開発事業においては、公園の代替として、緑地や空地などの公共施設を設置することで協議しております。

番号４、敷地外周部の柵の位置がどこになるのか図示してほしいとの意見がございました。

資料２ページをご覧ください。フェンスの位置を示した外構図になります。

また、資料３ページをご覧ください。各道路断面図であり、北側道路境のＣ―Ｃ断面、図面上でいうと中央ですね、西側道路境のＤ―Ｄ断面、こちらは下段になります。こちらはフェンスの外側にも植栽が配置されております。

番号５、西側のイメージパースを作成してほしいとの意見がございました。

資料４ページをご覧ください。こちらは当該地を北西側から見たイメージパースになります。

番号６、南西部分、特に立面図の７から８通りやＡ、Ｂ通りの外壁部は、他と比べ、開口部がなく圧迫感を感じやすいと思われるため、明度を上げるなどして明るくしたほうがよいとの意見がございました。

資料５ページをご覧ください。こちらは立面図となっており、南西側の７、８通りとＡ、Ｂ通りの明度を上げ０．１Ｂ、６．１／０．４に変更しております。

番号７、壁面緑化について、日の当たらない北面に計画されているが、しっかりと維持管理できるのか、管理方法や樹種などを教えてほしいとの意見がございました。

資料６ページをご覧ください。こちらは壁面緑化の資料になります。北側となる壁面なので樹種としては陰樹であるテイカカズラが望ましいと判断しております。

また、現在、当該地の緑地を管理している専門業者に委託するとともに、散水栓等も整備し、しっかりと維持管理してまいりますとの回答になります。

本件は、地域まちづくり条例に基づく大規模開発事業の手続におきまして、意見書の提出可能期間が１月６日までとなっておりましたが、意見書

は提出されませんでした。

以上で説明を終わります。ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

【委　　員】　ご説明ありがとうございました。ちょっと補足すると、事務所の駐車場の増築ということで、議論になっていたのが、まず駐車場ということで交通が発生した場合に、これまでよりも交通が、しかも立体ということで騒音等の議論が一つと、あとは敷地周辺の緑ですね、緑地の取り方についての議論と、あと、やっぱりこういう建物が建ったときの色彩、圧迫感等についての議論という、大きく分けると３つぐらいが、これまで議論されてきたところです。

何かご質問やご意見等いかがでしょうか。何かありますか。大丈夫そうですか。これまでの委員から質疑の部分について、よろしいでしょうか。

●●委員、お願いします。

【委　　員】　６番の色彩に関してなんですが、明度を上げていただいたということで、これは既製品から色を選ぶということなのかなというのが質問で、上げていただいたので対比はついているんですが、ちょっと明るさの対比が１もないので、対比としては、ちょっと弱いので、もし可能であれば、製品として、もう少し明るいのがあるのであれば、もう少し対比をしっかりつけたほうがいいかなと思います。

【委　　員】　事務局、いかがでしょうか。

【事 務 局】　こちらにつきましては、一応こちらの、今回、明度を上げたというところについても、一応、事例としては挙げてはおりますが、そこの南西のところについては、事業所のほうが対応できるというような話は聞いておりますので、そこは協議してまいります。

【委　　員】　ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

●●委員、お願いします。

【委　　員】　３番の公園の代替としてというところで、回答を、公園の代わりとして周囲の道路に周辺住民が利用できる北側道路と周辺の道路に少しでも配慮できるよう外周部分に緑地を設けていますってなっているんですけど、何かもう少しここが、例えば、座れる場所があったりだとか、何かちょっと、せめてセキュリティラインを含めて、セキュリティラインは、結構、外側に来ているので、何かそのあたりを含めての外構デザインというか、その

あたりへの配慮みたいなところがないように捉えたんですけど、そのあたりが少し気になったかなということなんですけど。

【委　　員】　事務局、いかがでしょうか。

【事 務 局】　そうですね、こちらの建物が増築というところがありまして、既存の樹木や既存の施設が結構あるという中での、ちょっと今回、増築という形をさせていただいているところです。ちょっとそこにつきましては、現在、北側のこの空地のところにつきましては、歩道の拡幅というような、そこも踏まえて、今整備しているところではありますが、ベンチであったりとか、そういった周りに影響というか、近隣住民であったりとか歩行者とかに寄与できるような施設につきましては、ちょっとどこまでできるかというところも踏まえて、事業者のほうに、それは伝えて、協議できればというふうに考えてはおります。

【委　　員】　いかがでしょうか。

【委　　員】　ベンチとまでは言わないんですけど、例えば、バス停があったりとかするので、少し人のたまりができるような場所があれば、それくらいしてもいいのかなという気がしました。以上でございます。

【委　　員】　ありがとうございます。このほか、いかがでしょうか。

【委　　員】　よろしいでしょうか。

【委　　員】　はい、お願いします。

【委　　員】　すみません、ちょっと今、今の、委員のご意見が、ちょっと聞こえづらいところがあったんですけど、その関連なんですけども、これ壁面緑化に関してなんですが、壁面緑化というのも、あれです、公園の代替で、何か緑化係数か何かがあって、その必要最低限の面積を壁面緑化しているという、そういうことになるんでしょうか。

【委　　員】　お願いします、事務局。

【事 務 局】　壁面緑化も、確かに緑地のパーセンテージとして必要なものになっております。ただ、今回、公園の代替としての６パーセントの部分と、あとは既存の緑地だけですと、そもそも緑化のパーセンテージも満たせていないという状況もあって、緑化のパーセンテージと公園のパーセンテージ分の空地と緑化を設けているという状況になります。

壁面緑化の部分につきましては、緑化のパーセンテージのほうで壁面や屋上緑化については対応しているような状況になります。

【委　　員】　なるほど、分かりました。そういう意味でいうと、確かに屋上緑化もあるんですけども、壁面緑化は大変、これ効果的なのかなと思っているんですが、北側だけじゃなくて、恐らく西側は同じような壁面があるというか、多分、車の出入口がなくて、緑地の向こうに壁が見えてという、同じような立面のように見えるんですけども、何か北側を壁面緑化するんだったら、ぐるっと回していただいて西側で、西側は多分、今隣が同じ東芝か何かの土地で、土地利用されていないというか駐車場だと思うんですけども、将来的にここにも、もしかしたら別の施設が建って、この間の道も人が通ったりする可能性もいろいろ出てくると思うので、何か、もし当然ここまでやるんだったら、ぐるっと本当に外周を壁面緑化していただいたりしたほうが、現状でも、これ今まさに、このパースのとおり、よく目立つ場所でもあるので、いいのかなと思ったりもしますが。

その辺は、だから、別に今は必要最低限のある種、規定を満たすためにやっているということであれば、そこまでなんですけども。より何か企業として、景観に貢献したいとか、そういう気持ちが、もしおありであれば、もう少し、何か、せっかくやるならもう少しやろうよという、そういう協議の仕方もあるんじゃないかということは、今パースで出ている面に関して思います。

本当は、東側のほうが大事だと思うんですけど、東側、でも、あれなんです、全部シャッターですね、１階が。ただ立面を見ると、全部シャッターになっているので、恐らく緑化できる部分はないし、あと、かなりセットバックされているので、壁面緑化しても、あまり効果がないのかもしれないとは思いましたが。

いずれにせよ、要するに、壁面緑化をもっとできるところ、いろいろあるんじゃないかという気はします。東面は難しいのは分かります。

だから、そういう意味では、西面でいいんですか、この面のほうが、もしかしたら壁面緑化できるような気がする。

やっぱり立体駐車場という施設なので、なるべくやっぱり周辺に、本当に配慮するというか、通常のような開口とかがあるわけじゃないので、なるべく壁面緑化とか、本当に最大限にしていただくのがいいような気がしました。

【委　　員】　ありがとうございました。はい。

【事 務 局】　こちら西面につきましては、現状、ちょっと事業者のほうとも確認して、こちらちょっと平面図というか配置図になっていまして、研修施設スペースといった形で訓練を行ったりとかする場合もあるようなんです。

その際に、はしごをかけたりする場合もあるので、場所によっては、ちょっと壁面緑化が、全部するというのは、もしかしたら難しいというようなところもあるかもしれないんですが、少しでも、できるようなところはするように、協議というか、指導してまいりたいと思います。

【委　　員】　分かりました。ありがとうございます。

【委　　員】　それでは、いかがですか。実は、本件についても、今回の審議をもって答申を出したいというふうに、出すことを考えておりますが、いかがでしょうか。

それでは、答申案を、ちょっと見ていただいて議論したいと思います。

事務局は、答申案の説明をお願いいたします。

【事 務 局】　今、答申案を配らせていただくのと、画面のほうにも映させていただきます。

それでは、答申案について説明をさせていただきたいと思います。

令和６年１２月１９日付６府都計第１３５号で諮問のあったことについて審議した結果、当審査会の意見は次のとおりです。

府中市都市計画に関する基本的な方針及び府中市景観計画を踏まえ、次の事項を助言されたい。

１、当該地周辺の住宅に対し、騒音や排気ガス等の影響について極力低減させ、特に早朝や夜間の騒音には十分に注意するともに、駐車場の出入口について安全対策を講じること。

２、建築物の色彩計画については、府中市景観計画及び府中市景観ガイドラインに則した計画とするともに、周辺環境と調和するよう配慮すること。

３、緑地計画は周辺環境と調和した計画とし、将来にわたり良好な緑地環境が保たれるよう適切な維持環境を行うこと。

４、外周部の緑地や空地については、地域に開かれた環境を維持すること。

５、環境への負荷の低減のため、省エネルギー設備等の措置を講ずるとともに、災害時に備え、太陽光等の再生可能エネルギーの導入に努めるこ

と。

以上になります。

【委　　員】　今、ご説明いただきました。緑についての議論が３ですね。あと先ほど●●委員が、空地と言いますと、たまりといったことが、ちょっとこの中には入っていないので、含めるとすれば、４のところの文言を、ちょっと修正してということがありそうです。いかがでしょうか、まずは。

【委　　員】　よろしいでしょうか。

【委　　員】　お願いします。●●委員、お願いします。

【委　　員】　先ほどの●●委員の緑地の話は、今ここで３番に該当するのかと思うのですが、どちらかというと、ここの今の文言だと、あるものを維持してほしいというところが主体になっていますが、もう少し積極的に緑化に努めてほしいというような文言があってもよいのかなというふうに感じました。

【委　　員】　もしも文言案があると非常にありがたいんですが。

【委　　員】　緑地計画は周辺環境と調和した計画とし、積極的に緑化に努め、将来にわたり良好な緑地環境が保たれるよう適切な維持管理を行うことという。計画でまず緑化し、それを維持するというのでどうでしょうか。

【委　　員】　ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。的確な文言の追加だと思いますけど。

【事 務 局】　ありがとうございます。修正させていただきます。

【委　　員】　はい。あと４番ですね、その先ほどのご意見のバス停の近辺のたまりとか、そういった部分ですね。周辺の人が、そういった部分を使うというところ。「地域に開かれた」とあるんだけど、もう少し、何かうまく表現できないんですけれど。

例えば、「バス利用者等にも配慮し」とかいうのはどうでしょうかね。「外周部の緑地や空地については、バス利用者等にも配慮し、地域に開かれた」というのは。どうでしょう、事務局。

【事 務 局】　そうですね、先ほどのちょっと意見を踏まえると、こういった、今、委員のおっしゃったような文言を入れると、そうですね、伝わるところで。

【委　　員】　●●委員、いかがでしょうか。お願いします。

【委　　員】　今、●●先生のご意見に少し足すならば。

【委　　員】　ええ。

【委　　員】　「歩行者やバス利用者に配慮し」と、「歩行者」も入れておいたほうが

いいのかなというふうに思いました。

【委　　員】　事務局、どうでしょうか。大丈夫そうですか。

【事 務 局】　はい。

【委　　員】　その他、いかがでしょうか。よろしそうですか、はい。

それでは、この答申の中で、まずは３番ですね、ちょっと読み上げてもらってよろしいですか。

【事 務 局】　そしたら、今修正いただいたところの３番と４番について読み上げます。

３番について、緑地計画は周辺環境と調和した計画とし、積極的に緑化に努め、将来にわたり良好な緑地環境が保たれるよう適切な維持管理を行うこと。

４番、外周部の緑地や空地については、歩行者やバス利用者にも配慮し、地域に開かれた環境を維持すること。

以上になります。

【委　　員】　「歩行者やバス利用者など」というのでどうでしょうか。「歩行者やバス利用者などに配慮し」ですよね。よろしいですか。

（異議がない旨を確認）

【委　　員】　それでは、今補足いただいたような形での答申にしたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、引き続きまして、ちょっと今日はいっぱいあって、日程第５になりますかね。寿町１丁目についてお願いいたします。

【事 務 局】　それでは、日程第５、令和６年度第５号議案土地利用構想及び景観構想につきまして、ご説明いたします。今、画面に共有を映させていただきます。

それでは、こちらの資料に基づき、ご説明させていただきます。

それでは、資料をご覧ください。こちらは、前回審査会でいただいた質疑等を整理した事前協議シートとなっております。

番号１、改修予定の建物の築年数を教えてほしい。また、なぜ改修と改築などが分かれているのか、全体計画も踏まえた建て替えの構想を示してほしい。

番号２、農業高校全体の植栽計画などが分かる資料がほしい。コンセプトは具体的にどのようになるのか、全体敷地に落としてほしいとの意見がございました。

改修棟は、平成１９年竣工で、築約１８年、また改築棟においては、昭和４２年竣工となっているため、それらを考慮し、改築・改修の別を検討・決定しているとのことです。

本計画は、老朽化に伴い、農業高校を建て替える計画となっておりますが、西側敷地について具体的な計画が現時点でないものの、東側敷地の計画を生かした計画として今後検討していくとの回答になります。

なお、資料２ページは、今表示させていただきます。こちら、資料２ページになります。こちらは、本計画のコンセプトを表示したものになっております。

また、３ページ、こちらについては、外構図となります。どちらも人の動線を追記しております。

それでは戻りまして、番号３、残地する樹木との影響が出ないように、伐採計画図にも渡り廊下の位置を書き込んでおいたほうがよいとの意見がございました。

資料４ページをご覧ください。こちら伐採計画図に西側敷地接続通路を追記しております。図面上の左上のところになります。渡り廊下は、残地する既存樹の影響のない計画としており、将来、工事に影響のないように植栽を中木低木としますとの回答になります。

番号４、農高プロムナードや農高広場について、インターロッキングの連続性や渡り廊下、残地する樹木との関連性を考慮した整備となるよう、色彩やその開放具合などを十分に検討してもらいたい。また、農高プロムナードや農高広場の全景が分かるイメージパースがあるとよいとの意見がございました。

資料５ページをご覧ください。こちらは農高プロムナードなどの東側から西側に向けたイメージパースとなっております。

資料６ページをご覧ください。こちらは、農高広場の南側から北側に向けたイメージパースとなっております。

農高プロムナードは、正門から西側敷地へと緩やかにつながり、既存樹や新設する緑地、壁面緑化、屋上緑化により、大國魂神社やケヤキ通りから緑が続く遊歩道であり、それにふさわしい色彩などを選定しました。日常の生徒同士のコミュニケーションの場として、緑地沿いにベンチ等を設け、生徒の憩いの場となるように計画しました。

農高広場には昇降口があり、日常で最も利用頻度が高いため、農高プロムナードから農高広場への生徒、来校者の動線に配慮し、インターロッキングのしつらえを変えた計画としました。

農高プロムナード及び農高広場では、毎年、秋に実施する農高祭で学校を一般に開放する際に、地域の方と生徒が交流できる場として計画しておりますとの回答になります。

番号５、体育館棟の色彩がＮ６となっているがＮ系だと青みがかり、人工的な印象を受ける。他の建物はＹ系の色であり、けやき並木との調和も考慮すると、０．５でもＹ系やＹＲ系の彩度を入れた方がいい。

番号６、屋上目隠しの色彩が１０ＹＲ８．５／０．５であるが、遠くから見て目立たなくなるように、明度を７や６に抑えたほうがよいとの意見がございました。

資料７から９ページをご覧ください。こちら図面に映させていただいているのは７ページになります。立面図になりますが、体育館棟の外壁を５Ｙ７．５／０．５、屋上設備の目隠しの明度を６に変更いたしました。

番号７、緑化計画図などでは歩道部に半円形のしつらえなどがあるが、残地する樹木との関連性が分からないため、敷地境界線の断面図や拡大して詳細図など具体的に分かる資料が欲しいとの意見がございました。

資料１０ページをご覧ください。こちらは、ケヤキ並木通り側歩道図の半円形のしつらえの詳細図になります。半円形のしつらえは、残地樹木のない場所にベンチを設置し、歩行者が休憩できる空間としておりますとの回答になります。

本件は、地域まちづくり条例に基づく大規模開発事業の手続によりまして、意見書の提出可能期間が１月６日までとなっておりましたが、意見書は提出されませんでした。

以上で説明を終わります。ご意見等ございましたら、よろしくお願いします。

【委　　員】　ご説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご意見等、改めて、また伺いたいと思います。いかがでしょうか。

こちらは、その高校の増改築というか、そういった案件ですね。

では、ちょっと私が、番号７について、たしか私が言ったかなと思った

んですが、図１０ですね。大分イメージが分かったんですが、ベンチを配置し歩行者が休憩できるというところですが、これ新設植栽のところが四角ということですよね。

【事 務 局】　こちらの円の中心の四角が新設植栽となっているところです。

【委　　員】　これ、ごめんなさい、樹種はケヤキになるんですか。ケヤキ並木通り側というけどケヤキなんですか。ちょっと私もすみません、覚えてなくて。

【事 務 局】　少々お待ちください。

【委　　員】　というのは、例えば、かなり、樹種によっては太くなるし、根上がり等もあるので、その部分についての、よく配慮した選定が望ましいかなと思いまして。いや、そういう意見です。なので、どの樹種というよりも、樹種によっては歩道の根上がり等が起こり得るので、そういった部分によく配慮して樹種を選んでほしいということです。

【事 務 局】　分かりました。

【委　　員】　なので、それとあと、あの大きさですね、ますの大きさも、ちょっとそこに必要な大きさということと、ちょっと配慮してほしいということです。

【事 務 局】　分かりました。そちらについては伝えておきます。

【委　　員】　その他、いかがでしょうか。

【委　　員】　よろしいですか、今のところと関連するんですが。

【委　　員】　はい、お願いします。

【委　　員】　大丈夫ですか。

【委　　員】　●●委員、お願いします。

【委　　員】　ちょっと思ったのは、この半円形のやつなんですけど、４か所ぐらいありますよね。何か所かあって、これ円形の後ろに背もたれ的に１．８メートルの生垣ってなっていますよね。要するに、グラウンドがというか、校内は見えないようにしているということだと思うんですけど、ちょっとグラウンドのところに設置する２か所に関しては、本当、これ座りながらグラウンドとか見られたほうがいいのかなと思ったりするんですけども。

　要するに、校舎側のほうが、裏側のところに関しては、これでいいと思うんですけど、ちょっとこれは、セキュリティの問題とも関係するんですけど、何かちょっともったいないなというか、ここに座ったときに、もちろん道路側と反対側の緑地を見るというのもあるんだと思うんですけど、何か積極的に学校の生徒たちの、ちょっとこれ、だからプライバシーとか

いろいろ問題あるかもしれないんですけど、目隠しするのは、ちょっとどうなんだろうかという感覚はあるんですけど、そのあたりは、どういう趣旨なんでしょう。趣旨というか、多分、目隠しだと思うんですけども。１．８メートルあるんですよね。これ高過ぎるんじゃないかと思うんですけど。単純には。

【委　　員】　お願いします。

【事 務 局】　こちら、そうですね、明確に言うと、確認が、ちょっと取れているところではないんですが、この通りのところについて、確かに１．８メートルの生垣ということで、こちらの、今、緑化計画図等を見ても、連続的にそれがグラウンドのほうまで続いているように見えます。ちょっとそこは確認させていただいた上で、今の意見のとおり、校舎のほうではなくても、例えばグラウンドのほうは、中がある程度見えるようにとか、そういった開放性のあるようなものをということで。

【委　　員】　はい。ですが、セキュリティとかの問題とかやり出すと、多分そうなるんですけど。ただ現状は、恐らくそんなに生垣あるわけじゃなくて、かなり特化性があるように、ちょっとグーグル上は見えるんですね。ちょっと現場に行っていないんで分からないんですけども。閉じる方向に行くよりは、豊かな緑はいいんですけども、この通りは、なるべく高校と地域が関係するということがコンセプトだとすると、せめてベンチのところはとか、何かもうちょっとやりようがあるんじゃないかという気はします。

【委　　員】　お願いします。

【事 務 局】　今ちょっと画面のほうに、前回の審査会の資料を付けさせていただきまして、まず正門のあたりの写真が、この４番というところですが、ちょっと拡大させていただくと、こういった形になっています。１．８メートルというよりかは、それよりもっと小っちゃいようなイメージです。

北側のグラウンドのあたりの境界については、こういった形になっていまして、高木は連続的に植わっているものの、ところどころ一部植栽や生垣もありますが、やっぱりある程度、透過性のあるようなものでしつらえがございますので、ちょっとこちらについては、事業者のほうに改めて確認させていただいて、今の意見を踏まえて検討するように、ちょっと話をさせていただこうと思います。以上です。

【委　　員】　分かりました。ありがとうございます。

【委　　員】　その他、いかがでしょうか。

一応、当案件は、継続案件として引き続き審議したいと思っております。なので、今回答申というわけではありません。何かその他、次回までに確認しておきたいところがあればと思いますが、どうでしょうか。よろしいですかね。●●委員、お願いします。

【委　　員】　農高プロムナードに行くところの門扉の辺りのここって、どんな感じで整備されるんでしたっけ。すみません、計画がよく分からなくて。

【委　　員】　お願いします。

【事 務 局】　ちょっと前回の資料を今表示させていただいて、入口のところのイメージとしては、こういった形ですね。

【委　　員】　なるほど。閉じない。閉じるんですよね。どうするんでしたっけ。自由に出入りできていますか。時間によって閉まる。

【事 務 局】　いや、基本的に外の人が自由には出入りできない状況、生徒のみ。

【委　　員】　ですよね。すみません、門扉の閉まり具合、閉まった状況というのが、よく分からないんですね。平面から、ちょっと読み取れないんです。どういうふうに。今見ているのは、農高プロムナードに赤い実線が抜けるようになっていて、学生たちの登校については分かるんですけども、この赤い実線が、資料上の赤い実線と門扉と、それから赤い実線の動く人というのは、どういう人を想定しているのかとか、そのあたりを追加資料で準備していただけると。ちょっと分からなかったので、すみません。私が抜けているのかもしれないですけど。前の資料をもう一回読み込めば分かるかもしれないですけど。お願いします。

【委　　員】　お願いします。

【事 務 局】　こちら、ちょっと門扉のところについては、図面上、示ししているものがないので、そこは、ちょっと確認させていただいて、資料として用意させていただこうと思います。

一応、こちらにつきましては、この赤い実線、この赤の点線、基本的には生徒というか、一般の方ではなく生徒が通過交通というか、人の動線という形で表示しているものになりまして、基本的には生徒のみが出入りできるというような状況にはなります。

なので、外の外部の人が、ここの出入りを簡単な形でできるというという状況にはなっていないというところです。ちょっと資料としては、追加

で用意させていただこうと思います。

【委　　員】　分かりました。先ほどの外の半円のところとか、少し境界ラインというところの在り方が、ちょっと分かりにくいので、そこら辺の、場合によってはデザインとかも含めて資料を準備いただけるといいなと思いました。よろしくお願いします。

【委　　員】　私からも、今のに関連して、今出していただいている図の実線の凡例ですね、つけていただければということで、今、点線のほうは、登下校動線って凡例があるので、実線のほうも凡例つけてもらうようにお願いします。

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き継続案件として、また諮っていきたいと思いますので、よろしいでしょうか、そういうことで。

（異議がない旨を確認）

【委　　員】　じゃあ、引き続き継続審議としたいと思います。

それでは、日程第６ですかね、第６号議案の、日鋼町地内のＢｅｔａ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ　Ｊａｐａｎについて、事務局、説明をお願いします。

【事 務 局】　それでは、資料を今、ご用意させていただきます。

それでは、日程第６、令和６年度第６号議案景観構想の変更につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、本件は、令和３年に土地利用構想及び景観構想が提出され、本審査会で審議した案件の変更として、令和６年１１月２９日付で景観構想の変更の届出があり、令和６年１２月２６日の本審査会においてご審議いただいている案件でございます。

それでは、今回のこちらの表示の資料に基づきまして、ご説明いたします。

それでは、資料をご覧ください。こちらは、前回、審査会でいただいた質疑等を整理した事前協議シートとなっております。

番号１、南東側の緑地部分は、どのようなしつらえとなるのか、すずかけ公園との関係も踏まえ、イメージが分かる資料が欲しいとの意見がございました。

資料２ページをご覧ください。こちらは、当該地の南東側から見たイメージパースであり、パース左側が、すずかけ公園となっております。

資料３ページをご覧ください。こちらは、２ページのパースと同じ南東側からのものになりますが、上空から見たものになります。歩道側に面する南東の緑地と公園のつながりにより一体感が生まれる計画としますとの回答になります。

また、前回の審査会において、「天空率まで使い、これほどの大きい建物を建てて、昼間人口がどの程度いるのか、この建物が地区計画の精神に合致したものかどうか疑問である。市で少し協議会とやりとりなどを行い、地区計画の見直しも含め、明確な回答があるとよい」との意見がありましたが、こちらについては、市のほうで、必要に応じて協議会の意見なども踏まえ、当初の地区計画制定時の考え方も含め整理してまいります。

以上で説明を終わります。ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

【委　　員】　皆さん、ご意見、いかがでしょうか。前回は、一つ意見を頂いて、これに対して、事業者側からパースを出してもらったということになります。いかがでしょうか。

実は、こちらについても、前回、委員からの意見も一つということで、大分議論が詰まってきたということもあって、今回、答申が出せればというふうに考えておりますが、どうでしょうか。答申案を皆さんに見ていただくのでよろしいでしょうか。

（異議がない旨を確認）

【委　　員】　それでは、当案件の答申案について議論していきたいというふうに思います。お願いします。

【事 務 局】　それでは、答申案を配らせていただくことに、表示させていただきます。

令和６年１２月１９日付６府都計第１３６号で諮問があったことについて審議した結果、当審査会の意見は、次のとおりです。

１、令和３年６月１６日３土景審第４号の本審査会における答申を踏まえるとともに、府中市景観計画及び府中市景観ガイドラインに則した計画とすること。

以上になります。

こちらの答申を踏まえたというところの、こちらの内容につきましてなんですが、前回資料のほうの府中市助言というものについてが、その令和３年度にいただいた答申を踏まえて、市が事業者のほうに助言しているも

のみたいです。こちらと、それを踏まえて、こういった形で答申として案を提出させていただきました。

以上です。

【委　　員】　ということで、先ほど、今エクセルのを見せていただきながらということで、これに加えて、上位計画と整合を取るようにということですよね。

こちら、要は答申、一貫性ということで前回を踏まえるとともにということで、まとめたということになります。ご意見いかがでしょうか。

【委　　員】　すみません、●●です。１点いいですか。

【委　　員】　お願いします。

【委　　員】　先ほど上位計画との話は、この答申は一応、市長へのものですよね、たしか。

【委　　員】　はい。

【委　　員】　この辺は、さっき事務局からちょっと回答があった、いろんな、そもそもこのエリアの在り方についての議論みたいなものは盛り込まないという理解ですか。いいんでしょうか。盛り込まないほうがいいということなのかとか、その辺は、どうなんでしょうか。

【委　　員】　事務局、どうでしょうか。お願いします。

【事 務 局】　こちら、今回出されているのが、景観の変更という形になっておりまして、景観構想の変更ということで案件を出させていただいているところになります。

先ほどの話、地区計画の話であったりとか、そもそも土地利用の話については、意見としては、市として、当然、もう受けているところではございますが、今回の答申としては、あくまで景観に関する事項というところで諮問して答申をいただくというところで、条例上、進めているところになっておりますので、内容としては、土地利用の内容を、ここに含めるのは、ちょっと難しいかなというところで考えております。

【委　　員】　分かりました。答申をされている話との齟齬ということですよね。了解しました。議事録のほうで、ちょっと議論の続きが、ちゃんと残っていけば、よろしいのかなと思いましたので、今の話は了解です。

【委　　員】　ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。ちょっと気になったのは、先ほどのエクセルの２番と今のこちらが、重複が、景観計画をやるというところと、まあ

重複していても別に問題はないとは思うんですけど、そういう理解ですかね。

【事 務 局】　はい。

【委　　員】　分かりました。

いかがでしょうか。それでは、今こちらを踏まえてということになっておりますので、特に、これにご意見ないようですので、本件につきましては、案のとおりとして答申としたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（異議がない旨を確認）

【委　　員】　ご審議ありがとうございました。それでは、そのように答申としてもらいたいと思います。

それでは、これで今、ちょっと残り時間もあまり短く、考えると、日程第７、どうでしょう、その他、事務局。

【事 務 局】　１点目として、府中市開発事業に関する指導要綱を、このたび改正しましたので、ちょっと概要だけ少し報告させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【委　　員】　時間的に行けそうですか。

【事 務 局】　そんなに。

【委　　員】　分かりました。お願いします。

【事 務 局】　それでは説明させていただきます。

こちらは、事前にメールのほうで送らせていただいたものになりますが、府中市開発事業に関する指導要綱の新旧対照表になります。かいつまんで説明させていただきます。

変更につきまして、１点目につきましては、このたび社会情勢の変化や昨今の気候変動、近年の多様化した開発事業に対応しつつ、良好な住環境を確保するため、まちづくり条例における指導要綱である府中市開発事業に関する指導要綱を改正しましたので報告させていただきます。

こちらは、新旧対照表をお配りさせていただいておりますので、資料に基づき、ご説明をさせていただきます。右側が現在の指導要綱、左側が改正後の指導要綱、下部にページ数を記載しており、改正箇所を赤字で表示しております。

なお、今回の改正に当たっては、条例の軽微な修正や、もともと指導要

綱に記載がない中で指導していた事項を改めて要綱に明記した箇所もございますので、その部分につきましては省略させていただきながら、大きく変更した主な改正点についてご説明させていただきます。

まず資料４ページの下段をご覧ください。

道路の安全施設、第９と書いてある（道路の安全施設）の第３項につきましては、近年の無電柱化推進を受け、宅地開発における取組の第一歩として、現段階で電線類の地中化までは難しいまでも、歩行空間の確保を目的に、開発道路上に電柱、支線柱、支柱等を設置しないよう努める規定を新たに定めております。

次に、資料７ページの中段をご覧ください。

第２５（学童クラブ施設等の整備等）につきましては、現状では１００戸以上の住宅を建築する場合においては、学童クラブ施設に対し、負担金という形で協議を行っておりますが、学校敷地内や学校近隣の用地確保が困難であり、その負担金を基にした改修工事を行っても、学童施設の延床面積の増加には結びついておらず、児童の過密化に対し、抜本的な課題解決につながっていない状況であることから、学童クラブ施設の整備に係る協議において、整備費用の負担だけでなく、民間学童クラブの施設自体を設置し、運営することについても協議が行えるよう基準を見直しております。

次に、資料８ページ中段が、こちらですね。第３０（自動車駐車場）の第１項が、自動車駐車場の設置基準になっておりまして、１６ページをお願いいたします。こちら１６ページ別表第７が設置基準となっております。

こちらにつきましては、昨今、自家用自動車の保有率が減少しており、まちづくり条例制定時の平成１５年と比較して、駐車需要にも変化が生じていることから、集合住宅における自動車駐車場の設置台数について、住戸１戸につき１台として換算する駐車場台数の基準を廃止し、集合住宅を構成するワンルーム形式住戸数の６分の１以上、ファミリー向け住戸数の１０分の３以上の台数を開発区域内に設置することとし、従前の基準から緩和するものとして新たに基準を定めております。

８ページに戻りまして、同じく第３０第３項につきましては、荷さばきや宅配、緊急車両等が計画敷地の前面道路に駐車されないために、一時的に滞留させるための駐車スペースを確保するよう規定を追加しております。

次に、資料１２ページの上段をご覧ください。

第４４（水害対策）につきましては、昨今の気候変動による集中豪雨等を踏まえ、地域特性に応じた豪雨対策に努めるとともに、洪水及び内水により浸水が想定される区域で建築物を建築する場合において、敷地のかさ上げや居室及び電気設備等の設置床面の高さの引上げ、災害時の避難スペース確保や止水板の設置等の浸水対策に努めることを新たに規定したものです。

次に、同じく資料１２ページの中段をご覧ください。

第４８（バス停留所）につきましては、開発区域付近にバス停留所がある場合は、バス運行事業者と当該停留所の位置等をあらかじめ協議するとともに、バス待ち環境についても、市長とあらかじめ協議することを新たに定めております。

また、次の第４９（商業施設）につきましては、商業地域及び近隣商業地域で建築物を建築する場合において、低層階に商業施設等を設置するよう努めることを新たに定めるもので、従前まで府中市開発事業まちづくり配慮指針で規定していたものを、府中市開発事業に関する指導要綱において新たに規定するものです。

最後に、今回の改正につきましては、令和７年４月１日より実施することとしております。

以上で説明を終わります。

【委　　員】　ありがとうございます。こちらは、ご意見を伺うというか、このように運営を、今始めているということで、これまで要綱に規定されている、運用では実施していたけども明文化されていなかった部分も含むという理解でしたっけ。

【事 務 局】　はい。

【委　　員】　あと気候変動等幾つか、あと駐車場等、時代に合わせたというところですか、駐車場の必要台数。

もしも、でもこれ、例えば、ご意見あれば、別途事務局とかに聞いていただくということでもいいということですか、質問等があれば。

【事 務 局】　それは、はい。

【委　　員】　ちょっと今、なかなかこれには１個１個というのは難しいかもしれません。もしもお気づきの点があれば、別途ぜひ事務局のほうにお問合せいた

だければと思います。そのようなことで、よろしいですか。いいですかね、事務局。

【事 務 局】　はい、分かりました。

【委　　員】　それでは、そのような形で進めたいと思います。

２点目として、次回の審査会の日程なんですけれども、どうでしょうか。

【事 務 局】　まだ決まっておりませんので、後日調整いたしまして、またご連絡いたします。よろしくお願いします。

【委　　員】　はい。では、また後日、調整させていただくということにしたいと思います。

その他、委員の皆様も含めて、他にご質問やご意見等、いかがでしょうか。一旦よろしいでしょうか。

それでは、特にないようですので、これで終わらせていただきます。委員の皆様には、お忙しいところ、また、ちょっと案件多い中、ご出席、またご議論、本当にありがとうございます。

それでは、本日の府中市土地利用景観調整審査会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

会　　長

●　●　●　●

委　　員（●●委員）

●　●　●　●